

6/2 出来上り
1. 青海

辯護側文書 カ一四〇〇号 B-14

國務省兵器彈薬統制局長(グリーン)発個人及会社
航空機部品製造業者一四八名宛書簡

ワシントン。 一九三八年七月一日
(昭和十三年)

本年十一月非戦闘員空爆に關し新聞記者團との會見に
於て爲したる國務長官の聲明の内容に關し或る種の誤解を
生じたる如くによるにより、茲に個人或は會社にして航空機或は航空用

器械類製造者(業者或は輸出業者)として登録せられたるもの全員に對し右件に關し

本書翰を發送す。

6/19

2.

國務長官聲明か決定的に非戦闘員空爆を非とする事実

に鑑ナヨモ末国政府が右様の行爲を具体的に援け或は鼓舞す
世界の何れかある件事、の國と敵。

対空隊上

3に役立ツ事あるべき航空機 或は航空用器械の販賣に甚しく反対

なることは閣僚者一同に明る所ほし。依つて右の政策に鑑ナ本省

か非戦闘員空爆に飛行機その軍隊がを使用しつゝある國家に直接或は間接に

航空機、航空兵器、航空機関、航空部品、航空機附属品、航空

機用爆弾、或は魚雷の何等かを輸出する権利を附与する免許を

3. よりや止は憂慮の極みとする處なり。

非戦闘員空爆を行ひつゝある一国に對し、
制衣造業者、輸出業者にして航空機、或は航空用器械販賣の契約

上の義務之が放棄不可能にして且右に對し既に免許をキヘヅル或は

左頁

特許出願を計画中なりし者は夫々輸出免許申請前或は既得免許により輸出を行ふ以前に國務省に對し契約條項を通報せらるを得ば

幸甚なり。

敬具

ジョセフ・シーグリーン

米玉村
末申外支閏係レサニ巻
一九三一—一九四一年
拔萃

二〇頁一 二〇二頁